

報告第7号

専決処分の報告について

損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年6月1日提出

幸手市長 木村純夫

専決第5号

専 決 処 分 書

次のとおり損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

令和4年4月15日

幸手市長 木村純夫

記

1 相手方

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○ ○

2 事故の概要

令和4年1月14日午後0時25分頃、幸手市大字下川崎242番地の幸手市立長倉小学校駐車場において、公用自動車乗車の際、強風により運転席ドアが勢いよく開き、右隣に停車中の相手方車両の助手席側ドアに接触し、傷をつけてしまったものである。

3 損害賠償額

金145,245円

上記金額の内訳（合計に責任割合100%を乗じたものとする。）

修理代 145,245円

合 計 145,245円